

地域健康危機管理対策事業

厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課 地域保健室

地域健康危機管理体制推進事業等

令和7年度当初予算額 4.4 億円 (6.4億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年12月に成立した改正地域保健法等により、健康危機発生時に地域の保健師等の専門職が保健所等の支援を行う仕組みであるIHEATが法定化された。保健所設置自治体はIHEAT要員へ研修の機会の提供を行うこととなり、研修等を通してIHEATの体制の強化を行うことが必要である。
- また、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に被災都道府県及び保健所の指揮調整機能等の支援を行うための災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という）が盛り込まれ、その体制強化が求められている。災害時に健康危機管理の拠点としての役割を担う保健所については、その被害状況を速やかに関係機関に報告、共有する必要がある。
- IHEATやDHEAT等が健康危機発生時や大規模災害発生時において迅速な支援や協力体制を確立するため、平時より連携体制を強化する必要がある。
- なお、地方衛生研究所等や保健所においても、有事に備えて体制を強化する必要がある。

2 事業の概要

①地域健康危機管理体制推進事業

- ・ DHEAT養成研修に職員を参加させ、各地方公共団体におけるDHEAT構成員の養成、研修等人材の養成を行う。
- ・ 都道府県等における災害時の保健医療活動に係る体制の整備を平時から構築するとともに、本庁、保健所又は市町村等と支援・受援体制の構築のための共同研修や訓練を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の拡大時における対応人材の養成研修に職員等を参加させ、保健所における積極的疫学調査等を担うことのできる人材の養成等を行う。
- ・ 「IHEAT運用要領」に基づき、潜在保健師等の派遣の仕組みであるIHEATの名簿の管理や、名簿登録者に対して積極的疫学調査を中心とした保健所業務に関する研修等を行う。
- ・ 地方衛生研究所等において、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症流行時の検査体制を強化するため、体制の構築や検査実施等に関する研修を行う。
- ・ 保健所において、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症流行時の対応体制を強化するため、体制の構築や感染症対応業務に関する実践型訓練を行う。

②地域健康危機管理対策特別事業

- ・ 健康危機事例が発生した際に、保健所等において緊急的に実施する健康相談など、健康危機事例に応じた地域保健活動に関する事業を行う。

3 実施主体等

厚生労働省



保健所設置
自治体

①地域健康危機管理体制推進事業

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：1/2

②地域健康危機管理対策特別事業

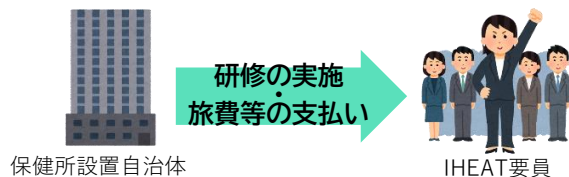
実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：10/10

1 事業の目的

次の感染症危機に備え、感染拡大時において迅速に保健所業務を支援することができる人材等の養成を行うため、都道府県等におけるIHEAT要員に対する保健所業務（積極的疫学調査等）に関する研修等の実施や、国において実施する研修へのIHEAT要員等の参加について支援を行う。

2 事業の概要・スキーム等

（1）都道府県等による研修等の実施



研修内容

- ① 感染症等の健康危機に関する基本的な研修
 - ・ 感染症に関する基本的知識
 - ・ 感染症法の運用・保健所での対応
 - ・ 感染症発生時の人権・差別について
 - ・ 積極的疫学調査の方法、個人情報の取り扱い
 - ・ 業務の実施に当たっての留意点
 - ・ 健康危機管理に関する基本的知識
- ② 感染症に関する応用的な研修
- ③ 感染症業務に関する実践型訓練 など

（2）国において実施する研修への参加



研修内容

- ① IHEAT専門講習

実地疫学調査に関する最新の科学的知見に基づいた専門的な知識や技術を習得させることを目的とした感染症に関する高度な研修
- ② 感染症危機マネジメント研修

感染拡大時の保健所の組織マネジメント等に関する研修

3 実施主体等

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
 補助率：国 1 / 2、実施主体（保健所設置自治体） 1 / 2
 ※令和6年度は55自治体で実施

厚生労働省



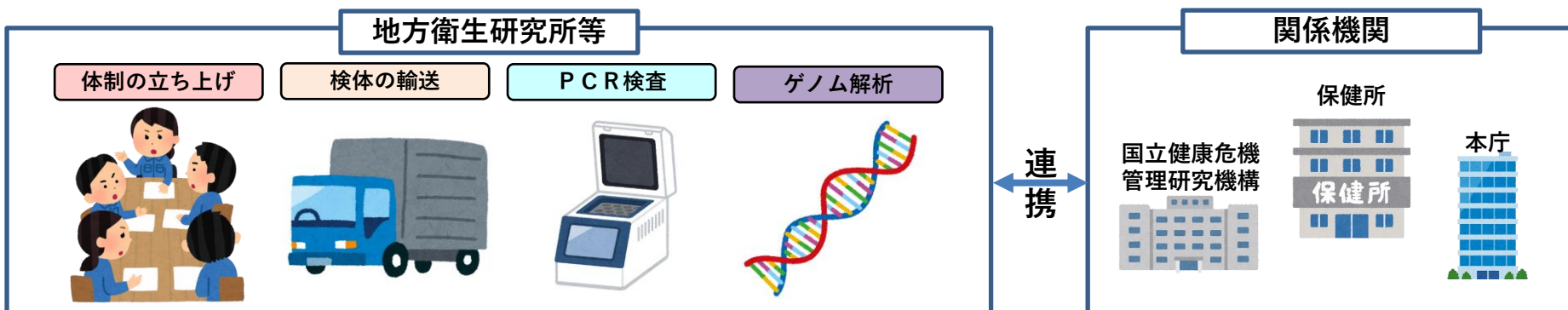
保健所設置
自治体

1 事業の目的

次の感染症危機に備え、新興・再興感染症検査体制の初動を速やかに行い、スムーズに検査やゲノム解析に当たることができるよう、各地方衛生研究所等における検査訓練等について支援を行う。

2 事業の概要・スキーム等

次の感染症危機に備え必要な訓練のイメージ



感染拡大時に迅速な対応が可能となるよう、必要な訓練を実施

※ 検査訓練の実施について、次の感染症危機に当たっては、地方衛生研究所等の人員だけでなく、国立健康危機管理研究機構や保健所、民間検査機関等の外部人材も、速やかに検査を実施できるように育成することも想定されることから人員体制の計画を踏まえながら、関係機関等連携し、訓練を実施することが望まれる。

3 実施主体等

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：国 1 / 2、実施主体（保健所設置自治体） 1 / 2
※令和6年度は11自治体で実施

厚生労働省

補助

申請等

保健所設置
自治体

1 事業の目的

令和4年の感染症法等の改正により、都道府県等が平時から感染症の発生の予防・まん延防止に備え策定する予防計画において、「人材の養成及び資質の向上に関する事項」について定めることとし、保健所の感染症有事体制を構成する人員が年1回以上受講できるように実施する研修・訓練の回数を目標値としている。

次の感染症危機に備え、保健所における感染症有事体制の構築を速やかに行い、スムーズに感染症対応業務に当たることができるよう、**各保健所における実践型訓練について支援**を行う。

2 事業の概要・スキーム等

次の感染症危機に備え必要な訓練のイメージ

① 健康危機事案の発生

② 人員の参集

- ・保健所職員
- ・本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等

③ 体制の立ち上げ

- ・保健所内に対策本部設置、指揮命令系統の確立

④ 感染症対応業務

検体搬送

- ・検体の回収
- ・地方衛生研究所等への検体搬送



患者移送

- ・入院医療機関への患者の移送



積極的疫学調査

- ・患者の行動歴聴取
- ・濃厚接触者の同定
- ・濃厚接触者への連絡



連携

- ・都道府県等本庁
- ・地方衛生研究所等
- ・消防機関
- ・医療機関
- ・市町村



3 実施主体等

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区

補助率：国1/2、実施主体（保健所設置自治体）1/2

※令和6年度は15自治体で実施

厚生労働省

補助

申請等

保健所設置
自治体

論点の見直しの方向性①

論点

- 執行率が低調となっている要因を分析の上、研修等を通じたIHEATの体制強化の重要性が増している中、今後の健康危機発生時に備えるべく活用実績の向上に向けて、**より効果的・効率的な手法がないか検討すべき**である。

予算額執行額表 (単位：千円)		2022	2023	2024	2025	2026
	要求額	997,467	637,870	688,652	641,944	--
	当初予算	475,782	607,870	641,944	442,005	--
	補正予算	--	--	--	--	--
	前年度から繰越し	--	--	--	--	--
	予備費等	--	--	--	--	--
	計	475,782	607,870	641,944	442,005	--
	執行額	33,430	45,757	128,703	--	--
	執行率	7%	7.5%	20%	--	--

本事業の実施状況

- 本事業は、健康危機事例発生に備えて、地域における健康危機管理対策の強化を図るために、都道府県、保健所設置市及び特別区が実施する体制整備や訓練経費を対象とする事業である。
- 本事業については、**新型コロナウイルス等新興・再興感染症対策分として、令和3年度以降、順次事業を追加**してきたところ。
- しかし、**コロナ禍であったことから、地方公共団体において訓練を行うことが困難**であったため、執行率が低調となっていたものと考えられる。
- なお、コロナ禍での現状を踏まえ、必要と判断された事業としてIHEAT要員等の養成（R3創設）、地方衛生研究所等の体制整備（R5創設）、保健所の体制整備（R6創設）を令和3年度から順次拡充してきたが、**新規事業であったことなどから、事業内容の周知が不十分**だったことも要因として想定される。

論点の見直しの方向性②

見直しの方向性

- コロナ禍を踏まえた地域保健法等の改正に伴い、地方公共団体においては健康危機に備えた健康危機対処計画の策定を令和5年度までに行うこととなっており、本計画の策定後、体制整備を踏まえた訓練等を実施することが必要となる。
- そのため、今後、訓練等の重要度・必要度は増していくことから、
 - ・研修に関する基礎資料を国において作成し、事業実施を検討している地方公共団体に提供する
 - ・地方公共団体によっては、研修を実施する内容に知見があるとは限らないため、各自治体の優良事例の横展開を図る
 - ・昨今の自然災害や大規模食中毒事案などを踏まえ、「地域における健康危機管理について ～地域健康危機管理ガイドライン～」の改定版を作成し、地方公共団体における感染症以外の健康危機を含めた健康危機対処計画策定及び訓練等の実施を支援する
 - ・都道府県と市区町村の共催等、より柔軟な形で地方公共団体が研修を実施できるよう支援を強化する
 - ・研修の実施については、業務の都合上、休日しか参加できない者がいることから、地方公共団体が休日に研修を実施する際の支援を図るなどの見直しを検討することで、地方公共団体の取組を支援する。
- また、上記に加えて、特にIHEAT要員等の養成等を支援するためにも、
 - ・IHEAT要員自体の充実を図るため、要員の確保に係る事業や取組への支援を行う
 - ・IHEAT要員募集に係る広報媒体（IHEAT活動に係るポスター、シンボルとなるロゴなど）の作成を図る
 - ・日本公衆衛生協会と連携し、一元管理しているIHEAT要員名簿の有効活用（属性データの共有など）を図る
 - ・国立健康危機管理研究機構と連携し、IHEAT専門講習（地方自治体を実施するのは基礎研修）の回数を増やし、習熟した有識者を増加させることで、地方公共団体における研修での講師・ファシリテーターとなる人材の育成を行う
 - ・IHEAT要員の本業の雇用主（公立病院等）に対して兼務や研修参加への配慮を国から要請するなどの見直しを検討することで、地方公共団体の取組を支援する。
- 上記の取組について、実現可能なものから順次実施していくことで、本事業の実施を促進し、ひいては、地域における健康危機管理対策の促進を図っていくこととする。

参考資料

保健所業務の現状

- 保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関
- また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う。

《対人保健分野》

<感染症対策・エイズ対策>

健康診断、患者発生の報告、
訪問指導、管理検診等
(感染症の予防及び感染症の患者
に対する医療に関する法律)
HIV・エイズに関する検査・相談
(エイズ予防指針)

<難病対策>

難病医療相談等
(難病の患者に対する医療等に
関する法律)

<精神保健対策>

精神保健に関する現状把握、
精神保健福祉相談、
精神保健訪問指導、
医療・保健に関する事務等
(精神保健福祉法)

<健康増進等>

地域の健康づくりに関する情報の
収集・分析、栄養指導その他の保
健指導のうち特に専門的な知識
及び技術を要するもの等
(健康増進法)

《対物保健分野》

<食品衛生関係>

営業の許可、営業施設等の監
視、指導等
(食品衛生法)

<生活衛生関係>

営業の許可、届出、立入検査
等
(生活衛生関係営業の運営の
適正化及び振興に関する法律
、興行場法、公衆浴場法、旅
館業法、理容師法、美容師法、
クリーニング業法など)

保健所運営協議会
保健所長(医師)

・健康危機管理
・市町村相互間の調整
・市町村業務(母子保健対策等)
・地域保健医療計画の作成・推進
への技術的援助・助言

保健所462力所
都道府県352 政令市87 特別区23
(令和7年4月1日時点)

医師	臨床検査技師	医療社会事業員
歯科医師	管理栄養士	精神保健福祉相談員
薬剤師	栄養士	食品衛生監視員
獣医師	歯科衛生士	環境衛生監視員
保健師	理学療法士	と畜検査員 等
診療放射線技師	作業療法士	

<医療監視等関係>

病院等、医療法人、歯科技工
所、衛生検査所等への立入検
査等
(医療法、歯科技工士法、臨床
検査技師等に関する法律)

<企画調整等>

広報
普及啓発
衛生統計
健康相談

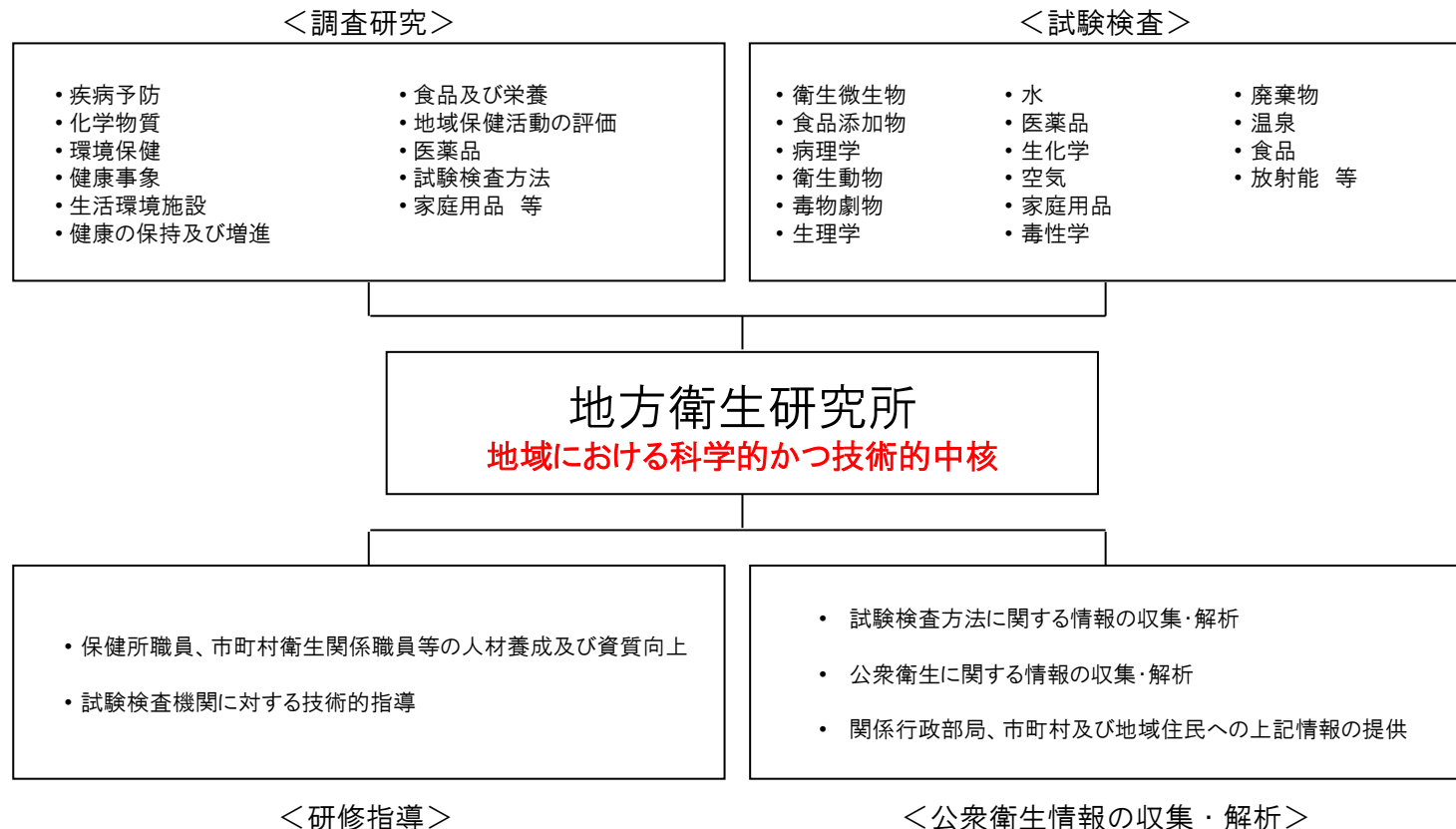
なお、指定都市等の設置する保健所については、健康増進法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

地方衛生研究所業務の現状

○ 地方衛生研究所は、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等との緊密な連携の下、専門性を活用した地域保健に関する業務として調査研究、試験検査、研修指導、公衆衛生情報などの収集・解析・提供の4つの業務を行う。

○ 全国85箇所を設置。(都道府県47/47、指定都市20/20、中核市14/62、特別区5/23)。

※ 大阪は、府と市で合わせて1箇所。(令和5年4月1日現在)



保健所体制に係る課題と対応の方向性

課題

有識者会議報告書（※１）

- 感染予防の最前線に立つ保健所は、1997年以降、市町村への権限の移譲や機能強化のための集約化に伴い設置数が大きく減少した一方、日常業務の増加やICT化の遅れなどにより、有事に対応するための余力に乏しい状態にあった。こうした状況に加え、今回のパンデミックを迎えるに際し、感染拡大期における保健所業務の優先順位や、保健所と医療機関、消防機関、市町村等との役割分担や協力関係が不明確であった結果、以下のようなことが起き、感染拡大のたびに保健所業務がひっ迫した。
 - ・ 保健所業務がひっ迫した場合に、保健所のコアの業務に専念できるよう、各種報告や定期的な調査等の通常業務の縮小・延期といった業務負担の低減、かかりつけの医療機関への検査や健康観察の委託、検体搬送の簡素化、陽性者の移送についての救急搬送機関との連携、事務の外部委託や都道府県での一元化が必要である。これらについては、順次、厚生労働省から各地方公共団体に指針が示されたが、保健所業務がひっ迫した地域であっても取組はまちまちであり、ひっ迫状況が解消されない地域もあった。
 - ・ 都道府県と保健所設置市・特別区の連携や、保健所業務ひっ迫時の全庁体制の構築、IHEAT等外部からの応援の受入れについてマニュアル等の整備並びに周知や研修の実施を行ったが、感染症を対象とした健康危機に関する実践的な訓練が必ずしも十分には行われておらず、実際には円滑に進まなかった。
 - ・ 感染拡大とともに、保健所に大きな業務負担が発生し、保健所のコアの業務である積極的疫学調査や情報の収集・管理などが十分に実施できない地域などが見られた。
 - ・ 自宅療養者が増加するにつれて、健康・医療面だけでなく、生活支援が必要となったが、感染症法上、保健所を有しない市町村の役割が明確でなく、こうした市町村と都道府県との間の情報共有が円滑に進まないなど地方公共団体間の連携が十分にできなかった地域では、食事の配送が遅れるなどの問題があった。

対応の方向性

有識者会議報告書（※１）

- こうしたことから、
 - ・ 平時・緊急時における保健所の役割・機能の見直しや
 - ・ それを通じた保健所と医療機関、消防機関、市町村等が協働して対応する仕組みづくり、
 - ・ 保健所のICTツールの徹底的な活用、
 - ・ 他部署や外部委託でも保健所業務を実施することができる体制づくりが必要である。
 - ・ その際には、かかりつけの医療機関をはじめ、普段から患者の診療に当たり、重症度の判断や入院調整などを行っている医療機関との連携を密にし、危機時に速やかに協働して対応することができる体制を構築することが重要である。また、ワクチン接種を含め、職場の感染対策のために産業医をより効果的に活用することも重要である。

コロナ対策本部決定（※２）

- 感染症まん延時等における保健所体制の平時からの計画的な準備、保健師の応援派遣の仕組み（IHEAT）の強化など、保健所の機能強化を図る。また、平時からの地域の関係者の意思疎通・情報共有を確保するとともに、緊急時の入院勧告措置については都道府県知事が保健所設置市・特別区の長に対して指示できる権限の創設を検討する。
（具体的事項）
 - ・ 感染症まん延時等でも保健所業務がひっ迫しないよう、繁忙時の全庁応援態勢を含め、計画的に保健所の体制を準備する。
 - ・ 緊急時に外部保健師等を円滑に応援派遣する仕組み（IHEAT）を整備する。
 - ・ 都道府県、保健所設置市・特別区その他関係者の平時からの意思疎通・情報共有・連携を推進するため、協議会の設置を推進する。
 - ・ 人命にかかわるような緊急時の入院勧告・措置について、都道府県知事が保健所設置市・特別区の長に指示できる権限の創設を検討 等

※１ 「新型コロナウイルス感染症対応について」抜粋（2022年6月15日 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議 報告書）

※２ 「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」抜粋
（2022年6月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

地方衛生研究所に係る課題と対応の方向性

課題	対応の方向性
有識者会議報告書（※1） ○ 感染症対応の基本はまず検査を正確に行うことであるが、<u>設置が都道府県等に委ねられている地方衛生研究所の法令上の位置付けが不明確であり、発生初期の段階において、地方衛生研究所における検査体制は十分でなく、その能力拡充も遅々として進まなかった。</u> ○ また、検体採取や検査を行う医療機関における個人防護具（PPE）の不足や検体搬送の煩雑さ、感染拡大に伴う保健所業務のひっ迫などから、検査数がなかなか増加せず、検査ニーズの高まりに十分対応することができなかった。	有識者会議報告書（※1） ○ こうしたことから、<u>感染初期段階から必要な検査が円滑に確保されるよう、公的部門の体制整備</u>をはじめ民間検査機関との協力関係の構築など<u>検査体制を抜本的に強化</u>することが必要である。 コロナ対策本部決定（※2） ○ <u>検査が感染初期の段階から円滑に実施されるよう、都道府県等が必要な体制を整備</u>するほか、民間の検査機関の活用も推進する等、検査体制を抜本的に強化する。 （具体的事項） ・ <u>都道府県、保健所設置市・特別区が試験検査・調査研究等をするために必要な体制（地方衛生研究所等）を整備する。</u> ・ <u>都道府県、保健所設置市・特別区は、検査の実施能力の確保に関して数値目標を設定し、検査実施機関との間で協定を締結すること</u>で、<u>計画的に検査能力を確保</u>することとする。 ・ 検査試薬や検査キット等、検査に必要な物資の確保 等

※1 「新型コロナウイルス感染症対応について」抜粋（2022年6月15日 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議 報告書）

※2 「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」抜粋
（2022年6月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

保健所体制・地方衛生研究所に係る課題と対応の方向性に関する具体策

<平時からの計画的な保健・医療提供体制の整備>

- 感染症法に基づき都道府県が平時に定める予防計画について、保健・医療提供体制に関する記載事項を充実化するとともに、医療・検査・宿泊施設等の確保について数値目標(病床、発熱外来、自宅療養者等に対する医療の提供(オンライン診療、往診・訪問看護、医薬品等対応等)、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄等)を定めることとし、保健所設置市等は都道府県の計画を踏まえ新たに平時に予防計画を策定することとする。

<地域における関係者間の連携強化と行政権限の見直し>

- 都道府県、保健所設置市・特別区その他関係者の平時からの意思疎通・情報共有・連携を推進するため、各都道府県に連携協議会の設置を推進するとともに、人命にかかわるような緊急時の入院勧告・措置について、都道府県知事が保健所設置市等の長に指示できる権限を創設する。

<保健所の体制・機能の強化>

- 感染症発生・まん延時に、保健師等の専門家が保健所業務を支援する仕組み(IHEAT)を整備する。
- 都道府県等は、専門的な知識・技術を必要とする調査研究や試験検査等を実施するために必要な体制(地方衛生研究所等)の整備等を行うこととする。また、検査の実施能力の確保のため、民間検査機関等との間で協定を締結することとする。

「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」抜粋(2022年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

地域保健法の改正について【保健所・地衛研関係部分】

■改正後の地域保健法

<基本指針：令和5年4月1日施行>

第4条 (略)

② 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十四条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

四 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する基本的事項

五・六 (略)

③ 基本指針は、健康危機（国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。第二十一条第一項において同じ。）への対処を考慮して定めるものとする。

④ (略)

<IHEAT：令和5年4月1日施行>

第5章 地域保健対策に係る人材の確保

第21条 第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合におけるその管轄する区域内の地域保健対策に係る業務の状況を勘案して必要があると認めるときは、地域保健の専門的知識を有する者であつて厚生労働省令で定めるもののうち、あらかじめ、この項の規定による要請を受ける旨の承諾をした者に対し、当該地方公共団体の長が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請することができる。

② 前項の規定による要請を受けた者（以下「業務支援員」という。）を使用している者は、その業務の遂行に著しい支障のない限り、当該業務支援員が当該要請に応じて同項に規定する業務又は助言を行うことができるための配慮をするよう努めなければならない。

③ 業務支援員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員として第一項に規定する業務又は助言を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、第一項の規定による要請に応じて行つた同項に規定する助言に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務支援員でなくなつた後においても、同様とする。

第22条 国及び第五条第一項に規定する地方公共団体は、前条第一項に規定する者に対し、同項に規定する業務又は助言に関する研修の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第23条 国は、第二十一条第一項に規定する者の確保及び資質の向上並びに業務支援員が行う業務又は助言が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

地域保健法の改正について【保健所・地衛研関係部分】

■改正後の地域保健法

<地衛研：令和5年4月1日施行>

第6章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置

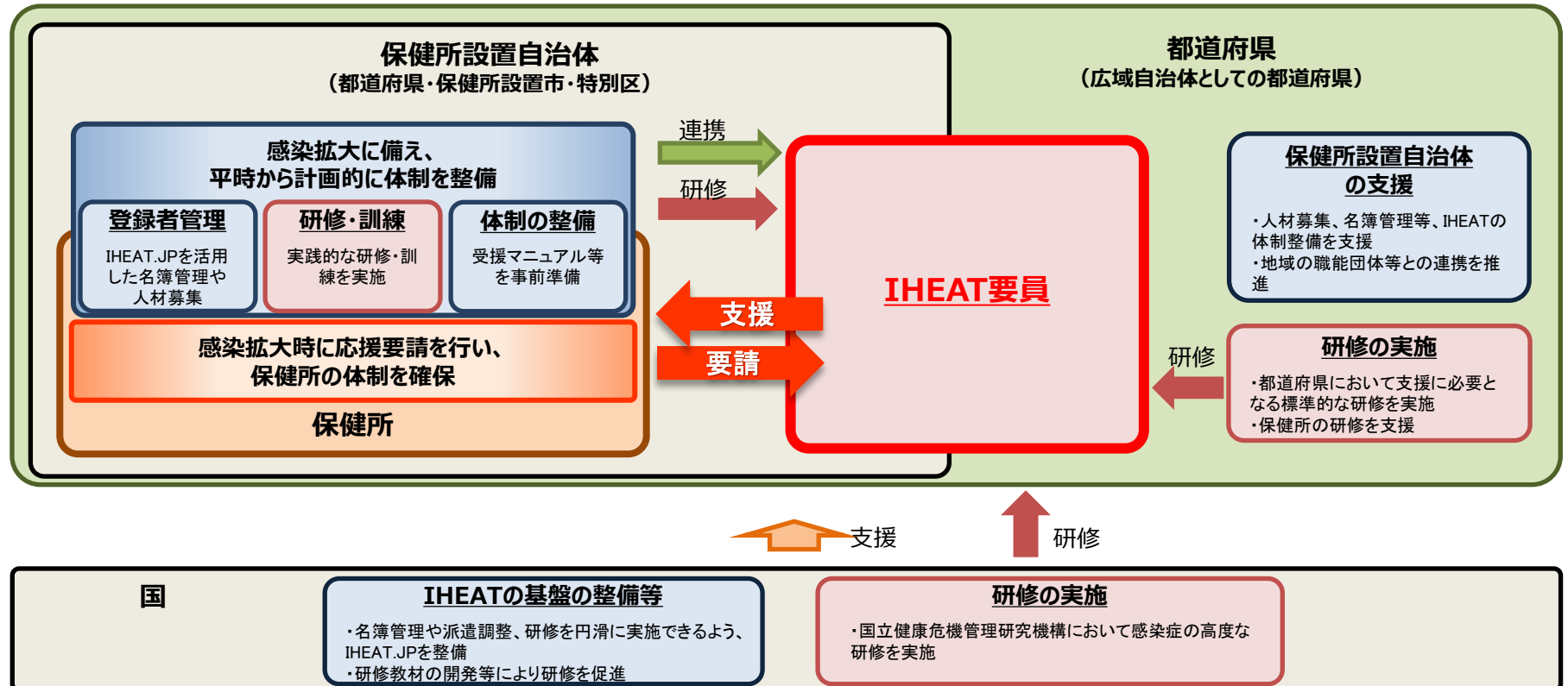
第26条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であつて、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、必要な体制の整備、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

第27条 国は、前条の規定に基づいて実施する措置が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

地域保健法の改正によるIHEATの強化

IHEATは、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みであり、**IHEATを強化**するために法定化された。

- 保健所業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、**恒久的な制度**に位置づけ。
- IHEAT要員が働きやすく、また自治体がIHEAT要員に速やかに支援を要請できる環境を整備するために、本業の雇用主に**兼務に配慮**する努力義務を規定するとともに、支援を行うIHEAT要員に**守秘義務**を規定。（第21条第2項、第3項）
- 要請に即応可能な人材を確保するために、**国、都道府県、保健所設置市・特別区**のそれぞれが、IHEAT要員への**研修等の支援**を行う責務を規定。（第22条）



IHEAT要員の登録について

登録方法等について

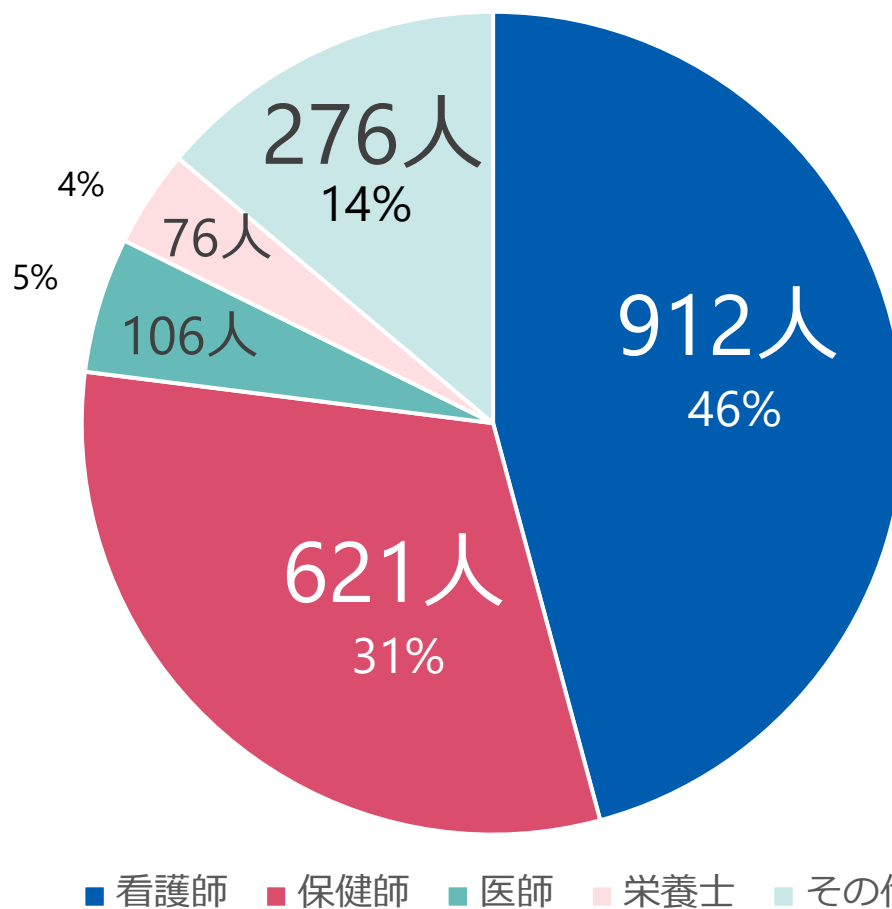
- IHEAT要員への登録については、IHEAT.JP（システム）に参加希望者（専門職）の情報を登録すること。
- なお、IHEAT要員の募集については、主に自治体において実施しており、引き続き登録の促進を図っていくこととしている。

（参考）IHEAT.JPとは

概要		
○ IHEAT.JPは、自治体におけるIHEATの運用を支援するシステムであり、日本公衆衛生協会により提供 ○ IHEAT要員の管理は、IHEAT.JPにより実施 ○ 名簿管理・応援要請・研修管理等の機能がある		
主な機能		
【名簿管理】	【支援管理】	【研修管理】
IHEAT要員の登録・管理を一元的に実施。支援可能なIHEAT要員がリスト化され、都道府県内で共有可能。	自治体はシステムからIHEAT要員へ支援を要請。またシステム上でIHEAT要員の支援日程を調整。 システムで支援要請から支援実績までを一括して管理可能。	IHEAT要員向けの教材を掲載。受講に関する調整も可能。

IHEAT要員の主な職種について

「IHEAT要員の主な職種」内訳



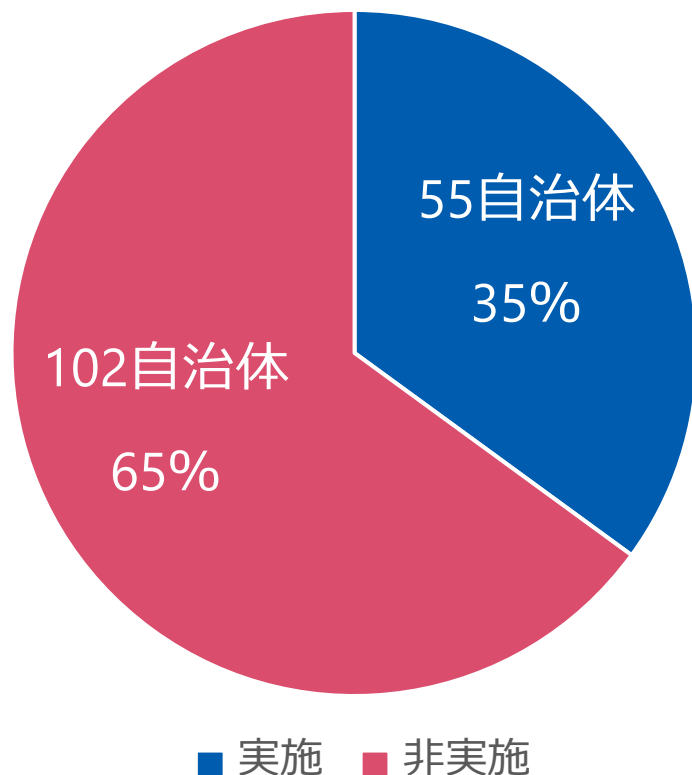
※IHEAT.JPより日本公衆衛生協会において作成（2025年5月時点）

IHEAT要員等に対する研修について

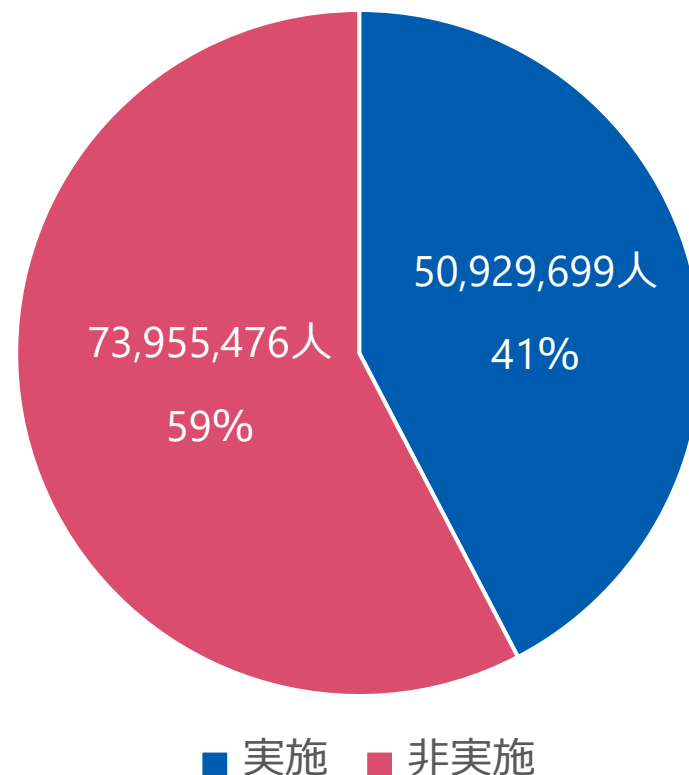
実施主体	名称	対象	概要
保健所設置自治体	IHEAT研修 ※名称は自治体により異なる	IHEAT要員	○IHEAT要員が速やかに支援ができるよう、保健所等に対する支援を主眼とした研修を実施。 ○自治体は、地域保健法に基づく基本指針及びIHEAT運用要領において研修を実施するよう示されており、IHEAT要員は、研修を受講し資質の向上に努めるよう規程。
国立健康危機管理研究機構(JIHS)	IHEAT専門講習	IHEAT要員 自治体職員	○実地疫学調査に関して、最新の科学的知見に基づいた専門的な知識や技術を習得させることを目的とし、感染症に関する高度な研修を実施。 ○本講習の受講者については、保健所設置自治体のIHEAT研修の講師等によって知識の共有も想定。
IHEAT事務局	感染症危機 マネジメント研修	自治体職員	○感染拡大時の保健所の組織マネジメント等に関する研修を実施。

 枠内が本補助事業で実施する研修

実施自治体数



実施自治体における人口数等



※1. 自治体数は、令和6年度交付申請ベース。

※2. 実施自治体における人口数等は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和6年1月1日現在）」より地域保健室において算出。

災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動内容 DHEAT構成員が支援する被災都道府県等による指揮調整業務

DHEATは、医師、保健師、管理栄養士等、専門的な研修・訓練を受けた被災都道府県以外の都道府県等職員の中から、1班あたり5名程度で構成する。

被災都道府県等による以下の指揮調整業務が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援するが、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う。

- ア 健康危機管理組織の立上げと指揮調整体制の構築
- イ 被災情報等の収集及び分析評価、並びに対策の企画立案
- ウ 保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指揮調整
- エ 保健医療福祉調整本部及び保健所への報告、応援要請及び資源調達
- オ 広報及び渉外業務
- カ 被災都道府県等職員の安全確保並びに健康管理

IHEAT及びDHEATの概要について

	IHEAT (新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材)	DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)
要員対象者	外部の専門職	都道府県等の自治体職員
活動単位	原則として個人単位	1班当たり5名程度のチーム単位
主な役割	保健所等の業務支援 (積極的疫学調査、通常業務の補完等)	被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び 保健所等の指揮調整機能等の支援
対応の契機	健康危機発生時において、当該自治体の職員による人員調整だけでは業務への対応が困難な場合等の必要な場合	災害が発生し、被災都道府県内の保健所、保健所設置市・区の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合
支援要請の実施主体	保健所設置自治体 (都道府県、政令市、中核市、保健所を設置する一般市、特別区)	被災都道府県
派遣要員	管轄自治体内のIHEAT要員がまず派遣され、 対応困難な場合は国又は広域自治体としての都道府県が県内・県外で調整	被災都道府県以外の都道府県等の自治体職員

感染症法等改正を踏まえた「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正

改正の経緯・趣旨

- 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）は、厚生労働大臣が地域保健法に基づき、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、**地域保健対策の推進の基本的な方向や、保健所・市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的な事項等を定めるもの。**
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年臨時国会において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）が成立し、
 - ・ 感染症法においては、予防計画の記載事項の充実や都道府県と保健所設置市・特別区等による連携協議会の創設などが行われるとともに、
 - ・ 地域保健法においては、保健所業務を支援するIHEATや専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等が法定化されたところ。これらの法改正を踏まえて、指針の記載を以下のように見直す。
- 令和5年3月に告示、同年**4月1日から適用。**

改正の主なポイント

1 基本的な考え方

- 広域的な感染症のまん延に対応するための国、広域自治体たる都道府県、保健所設置自治体の役割の明確化
- 健康危機に備えた計画的な体制整備の推進

2 保健所の健康危機管理体制

- 広域的な感染症のまん延に備えた人材の活用（IHEAT、自治体間の職員の応援派遣）や人材育成のための取組
- 統括保健師等のマネジメントを担う保健師の配置
- 市町村や関係団体等との連携強化
- 健康危機対処計画の策定

3 地方衛生研究所の健康危機管理体制

- 地方衛生研究所の法的位置づけや体制整備の基本的指針
- 人材育成・実践型訓練の実施
- 国立感染症研究所や関係機関等との連携強化
- 健康危機対処計画の策定

